

第18次東京都消費生活対策審議会の答申について

本日、第18次東京都消費生活対策審議会（会長：松本恒雄一橋大学大学院教授）から、下記のとおり答申がありましたのでお知らせします。

東京都消費生活条例に基づく 保証表示のあり方及び指定する商品等の見直しに関する答申

T化の進展やライフスタイルの変化などに対応した、実効性のある保証表示のあり方や指定する商品等の見直しについて提言しています。

<答申のポイント>

1 保証表示に係る指定商品等の見直し

指定商品の追加、削除及び適用範囲の改正 改正した品目等は、以下に掲示パソコン、携帯電話等10品目を追加、日本語ワープロを指定解除、及び液晶・プラズマテレビ等3品目の適用範囲を拡大（62品目から71品目へ）

表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項

高齢者にも配慮した消費者にとって読みやすい文字を用いること。

表示すべき事項の一つである「法的責任」について消費者にわかりやすく説明すること。

2 保証表示に関する新たな視点での検討

中古品

中古パソコン市場の拡大等を踏まえ、条例の適用対象であることを周知すべきである。

販売店独自の有料保証

表示事項の一定の標準化が必要であり、条例を適用して対応すべきである。

サービス

保証書の添付が一般化していない状況では、契約の内容を適正に表示させるべきであり、保証実態について引き続き把握に努めるべきである。

なお、本年2月に発表された保証表示部会中間報告について、意見募集をしたところ、31件（事項別では42件）の都民意見が寄せられました。これらの意見も参考にして答申内容の審議が行われました。

【問い合わせ先】

消費生活部企画調整課 電話 03-5388-3059

消費生活部取引指導課 電話 03-5388-3072

指定商品の追加、削除及び適用範囲の改正

新規指定品目（10品目）

1	食器洗い乾燥機
2	電磁調理器
3	携帯電話端末（PHS端末を含む。）
4	パーソナルコンピュータ
5	プリンタ
6	ディスクプレイヤー
7	カーナビゲーションシステム
8	デジタルスチルカメラ
9	温水洗浄便座
10	椅子式及びベッド式電気マッサージ器

指定解除品目（1品目）

1	日本語ワードプロセッサ（製造中止のため。）
---	-----------------------

適用範囲改正品目（3品目）

1	テレビジョン受信機（液晶、プラズマテレビを含む。）
2	電話機（ファクシミリ機能付電話を含む。）
3	電気洗たく機（電気洗たく乾燥機を含む。）